

# 広 報 ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2003年5月

第15号

監修：内閣府政策統括官（防災担当）

編集協力：総務省消防庁



## C O N T E N T S

### 巻頭言

株式会社NTTドコモ 社長 立川敬二 …… 2

平成15年版防災白書まとまる …… 3

政府の初動体制について …… 6

中央防災会議開催 …… 8

### 災害の現況

三宅島噴火災害 …… 9

海外における災害 …… 9

三宅島火山ガスに関する検討会報告 …… 10

### 動向・報告

防災情報システム整備の基本方針 …… 12

東海地震に係る被害想定結果 …… 14

米国WTCに関する現地調査報告 …… 18

日米地震防災政策会議の協議報告 …… 19

企業と防災に関する検討会議 …… 20

### トピックス

人と防災未来センター「ひと未来館」オープン …… 21

### information

平成15年度総合防災訓練大綱 …… 22

被災者生活再建支援金の支給状況 …… 22

人事異動 …… 23

3月～5月の動き …… 23

6月～7月の行事予定 …… 23



株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長  
立川 敬二

## 災害時における NTTドコモの取り組み

**お**かげさまでNTTドコモは昨年7月1日をもって、創立10周年を迎えました。創立直後、萌芽期にあった移动通信サービスも、今や日本全体で携帯電話・PHSの契約者数は8,000万台を超え、人口比普及率で64%に達するようになりました(平成15年3月末現在)。

その用途も、音声通話だけではなく、iモードに代表されるメールのやりとりや、さまざまな情報へのアクセスなど、今や、生活に不可欠のツールとなっています。

このように移动通信サービスが急速に進むなか、弊社は、平成11年7月に災害時の指定公共機関として国から指定を受けました。そして、その責務を果たすため、施設・設備の耐災性の確保や伝送路の冗長化を図る「システムとしての信頼性向上」、災害時に防災機関を優先的に通信可能とする「重要通信の確保」と「通信サービスの早期回復」を災害対策の3原則に掲げ、取り組んでまいりました。

**特**に、昨年の防災訓練では東海地震の発生を想定し、情報伝達を含め、移動基地局車および移動電源車など8台の緊急車両を出動し、総勢300名の参加により、大規模な実践的演習を行いました。このような、防災訓練の結果をふまえて、災害対策マニュアルの見直しを行うなど、よりよい防災体制の整備を図っております。

この他にも、これまでの地震災害などの教訓から、弊社は、昨年、災害発生時の通信輻輳時でも重要通信が確保できるように、優先電話専用の通話回線を整備いたしました。さらに一般の通話が発信規制中であっても、110番・119番などの緊急通報呼を重要通信として優先するシステムの構築を、年内を目途に実現するよう推進しております。

**弊**社は、現在カメラ付き携帯電話や、動画のやりとりまで可能なFOMAサービスをはじめ、モバイルマルチメディアの普及促進にも力を入れておりますが、これらの機器、サービスは、災害発生時における被災地の状況把握、伝達などに非常に有効なツールでもあります。

以上のような取り組みを通じて、災害時に適切な対応ができるよう、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

平成15年版

# 防災白書まとまる

平成15年版防災白書がまとまりました。この報告書は、災害対策基本法第9条第2項の規定に基づき、国会に対して「防災に対してとった措置の概況」および「防災に関する計画」の報告を行うものです。概要は以下のとおりです。

## 全体構成

### 第1部 災害の状況と対策

#### 第1章 我が国の災害の状況

- ・災害を受けやすい日本の国土と自然災害の状況
- ・平成14年に発生した主要な災害とその対策

#### 第2章 我が国の災害対策の推進状況

- ・防災訓練 ・防災情報システム整備の基本方針
- ・地震防災施設等の整備の現状に関する全国調査の実施
- ・東海地震対策 ・東南海・南海地震対策 ・風水害対策 ・火山災害対策
- ・災害復旧・復興対策 ・阪神・淡路大震災への復興対策等

#### 第3章 国民の防災活動

- ・国民の防災に関する意識 ・企業と防災
- ・ボランティア ・生活から考える防災まちづくり

#### 第4章 世界の自然災害と国際防災協力

### 第2部 平成13年度において防災に関してとった措置の概況

### 第3部 平成15年度において実施すべき防災に関する計画

## ●平成14年に発生した主要な災害とその対策

平成14年は、梅雨前線や台風などによる風水害が7月から9月にかけて発生しました。7月に2個以上の台風が日本に上陸したのは平成5年以来9年ぶりで、一方、例年台風の多い9月には日本本土に接近したものはありませんでした。

また、林野火災による被害が多く発生し、焼損面積が264,279haに達しました。

火山活動が続く三宅島について、平成14年7月、「活動火山対策特別措置法」を適用し、全島を避難施設緊急整備地域に指定しました。この指定を受けて策

定された避難施設緊急整備計画に基づき、政府は脱硫装置を備えたクリーンハウスの建設などの支援を実施し、平成15年3月にクリーンハウスが完成しました。

## ●防災訓練

大規模地震の発災時などには、防災関係機関、地域住民などが緊密な連携のもと、情報の収集・伝達体制、救急・救助、医療、消火などの災害応急活動を迅速かつ適切に実施する必要があるとあり、実践的な防災訓練が不可欠です。

政府は、毎年9月1日の「防災の日」に東海地震お

### 平成14年に発生した主な災害

月 日	災害名	主な被災地など	死者・ 行方不明者	負傷者	全 壊	半 壊	一部損壊
7月 9日～11日	台風第6号	ほぼ全国	7	30	21	29	210
7月13日～16日	台風第7号	東日本を中心とする全国	0	9	6	25	198
10月 1日～2日	台風第21号	東日本、北日本	4	108	12	64	2,360





平成14年度の総合防災訓練

よび南関東地域直下の地震を想定した大規模な総合防災訓練を実施しています。平成14年度は、東海地域を中心として、内閣総理大臣新官邸の運用開始後初めてとなる、地震災害対応訓練を実施しました。

また、平成15年1月には、南関東地域直下の地震を想定し、大規模な図上訓練を関係省庁および関係地方公共団体（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市および千葉市の七都県市）と初めて合同で実施しました。

平成15年3月の中央防災会議では、9月1日の「防災の日」に南関東地域直下の地震対応訓練を中心に、全閣僚が参加しての政府本部運営訓練などを実施するとともに、平成16年1月には、東海地震を想定し、関係地方公共団体との合同による図上訓練を実施することなどを内容とする「平成15年度総合防災訓練大綱」を決定しました。

### ●地震防災施設等の整備の現状に関する全国調査

わが国の地震対策の現状を把握・分析するため、平成13年度末現在における地震防災施設等の整備の現状に関する調査を内閣府において全国で初めて一斉に実施し、平成15年1月に最終報告としてとりまとめました。

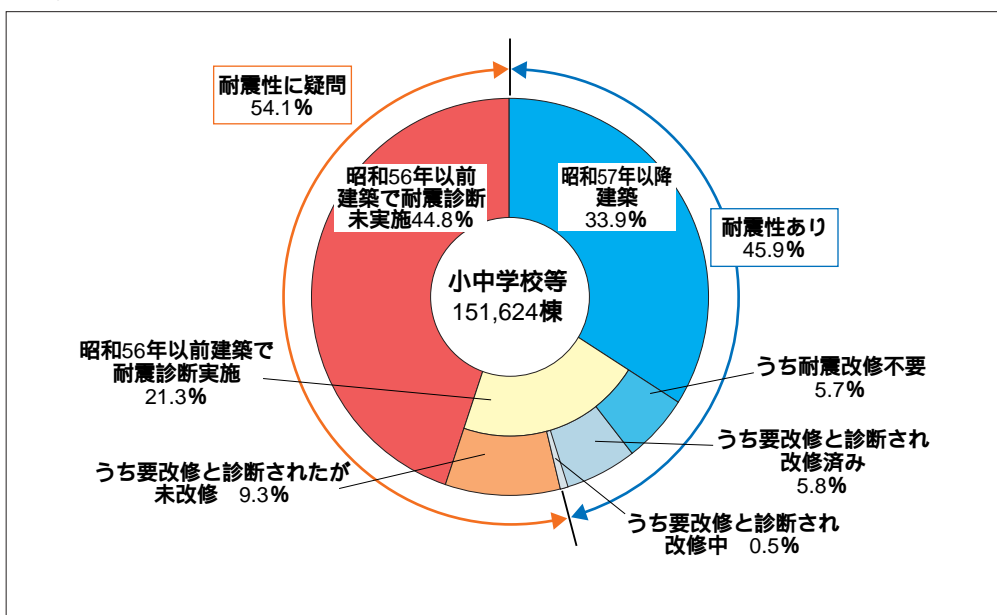
調査の結果、発災後に必要となる対策に比べ、建築物の耐震化や避難地・避難路の整備など人命に関わる事前の対策が進んでいないこと、都道府県ごとにばらつきが見られることなどが分かりました。今後、都道府県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画の推進など、地震防災対策推進の重要な基礎資料として活用することとしています。

### ●東海地震対策

平成15年3月、「東海地震対策専門調査会」は、東海地震対策の基礎とするため、新たな想定震源域に基づく被害の検討を中央防災会議に報告しました。同報告では、阪神・淡路大震災を超える大被害が広域に発生することが想定されるため、同調査会では、広域的な防災体制の確立などの対策を検討することとしています。

調査会の検討をふまえ、政府は、東海地震に係る防災対策を予防から復旧・復興の全体にわたり総合的にまとめた東海地震に係る地震防災対策についての大綱、および主に発災時の具体的行動について定める活動要領を新たに作成し、より具体的・実践的な防災対策を推進していく予定です。

小中学校等の耐震化の状況



出典：地震防災施設の整備の現状に関する全国調査最終報告

(平成15年1月：内閣府)

警戒宣言時の対応についても、「大規模地震対策特別措置法」に基づく「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」や「強化計画」を必要に応じて修正することとしています。

### ● 東南海・南海地震対策

東南海・南海地震は約100～150年間隔で発生しており、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。その地震災害、特に津波災害については、極めて広い地域において甚大な被害が予想されるため、今のうちから事前の防災対策を進める必要があります。

「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年7月公布）では、東南海・南海地震による災害を防ぐため、著しい被害が生ずる恐れのある地域を指定し、津波からの避難対策も含め、必要な防災対策に関する計画を策定するとともに、観測施設などを含めた地震防災上緊急に整備すべき施設の整備などについて規定しています。

また、「東南海・南海地震等に関する専門調査会」において、想定される地震の揺れの強さや津波の高さの分析および人的被害や建物被害などの被害想定について検討結果をとりまとめました（平成15年4月）。

### ● 風水害対策

土砂災害や都市型災害に対応するため、平成14年4月に洪水、土砂災害、高潮の風水害に関して、防災基本計画を修正しました。

最近では各地方公共団体で、自然災害による被害の可能性を示すハザードマップや被害想定などの防災情報が数多く提供されるようになっており、洪水ハザードマップについては、217市町村で作成が完了（平成15年3月現在）しています。

### ● 火山対策

火山噴火の影響範囲や避難施設などを示したハザードマップは、「活動的で特に重点的に観測研究を行うべき火山」13のうち海底火山を除いた12火山を含む、全国の32火山について作成されています。

また、富士山では、地方公共団体や関係省庁による「富士山火山防災協議会」を開催し、連携を取りつつ富士山火山防災対策の検討やその基本となる火山ハザードマップの作成を進めています。

### ● 災害復旧・復興対策

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済

的理由により自立して生活を再建することが困難な被災世帯に対しては、「被災者生活再建支援法」に基づき、最高100万円の被災者生活再建支援金が支給されます。平成14年においては、台風第6号豪雨災害に適用しています。

### ● 阪神・淡路大震災への復興対策等

「人と防災未来センター」は、第1期施設である「防災未来館」の昨年4月の開館に続き、本年4月には第2期施設である「ひと未来館」が開館しました。

### ● 国民の防災活動

阪神・淡路大震災において住民相互の助け合いの重要性が再認識されたように、日頃からの地域コミュニティの力を地域の防災力につなげていくことは重要です。近年、生活圏が拡大し多様化する一方で、住宅地、商店街、業務市街地などにおいて、地縁によるつながりをベースにしながら住民、企業、NPOなどがさまざまな形で「コミュニティ」に参加するなど、新しい形で人々のつながりを求めるネットワークが広がりつつあります。

### ● 世界の自然災害と国際防災協力

1975年から2001年までに全世界で少なくとも4億人が被災し、約150万人の生命が奪われました。特にアジア地域は災害が多発しています。

わが国は、国連が進めている国際防災の基本戦略「横浜戦略とその行動計画」の見直し結果をふまえて、21世紀の新たな国際防災戦略を策定するため、平成17年に兵庫で「国連防災世界会議」を開催することを検討しています。

### ● 平成13年度において

#### ● 防災に関してとった措置の概況

平成13年度において各省庁は、予算額約3兆9,700億円をもって科学技術の研究、災害予防、国土保全、災害復旧などの防災に関する具体的措置を実施しています。

### ● 平成15年度において

#### ● 実施すべき防災に関する計画

平成15年度において各省庁は、予算額約2兆6,700億円をもって科学技術の研究、災害予防、国土保全、災害復旧などの防災に関する具体的措置を講じる予定です。

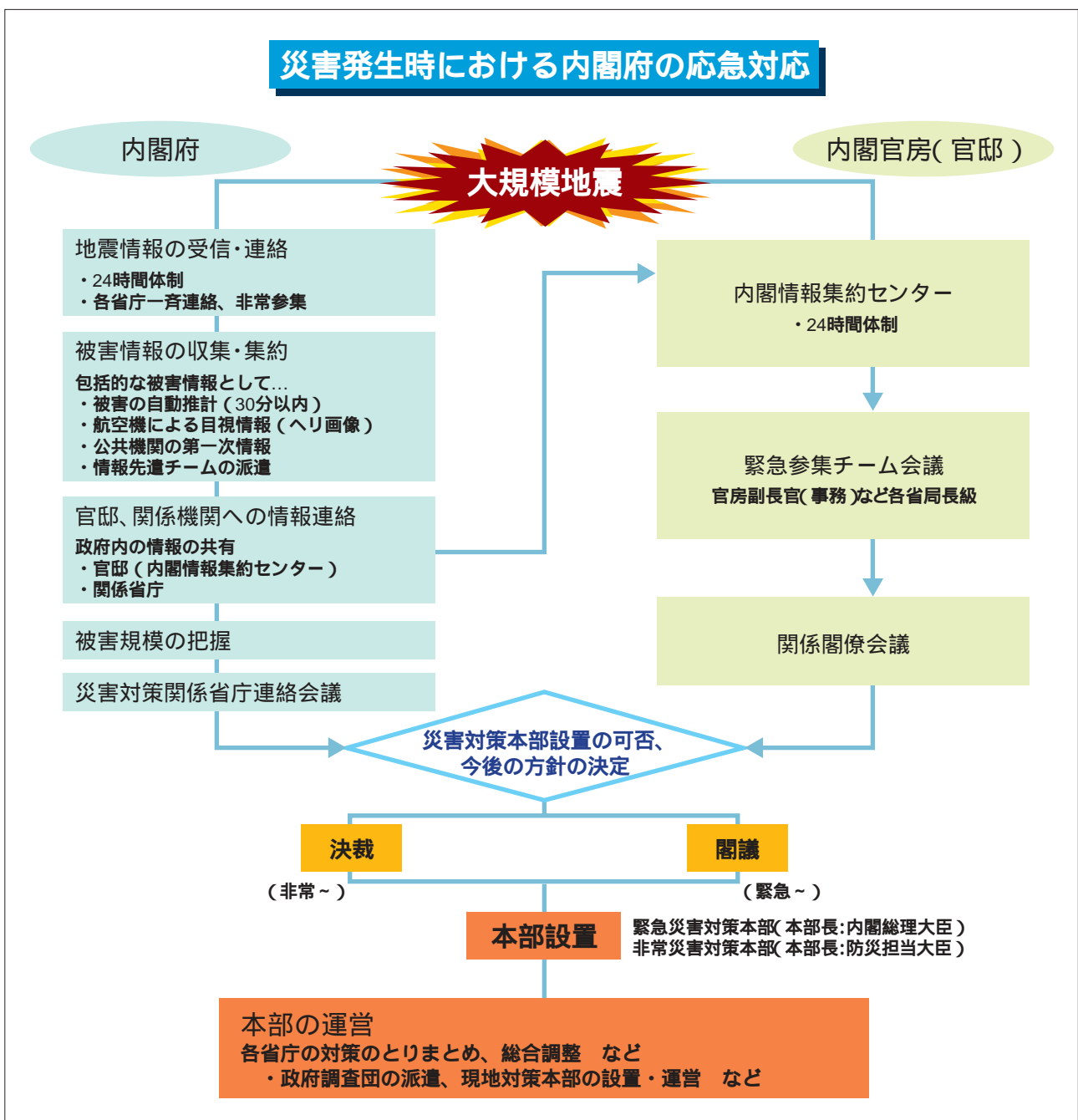
# 政府の初動体制について

## ■ 政府の初動

大規模な災害が発生したときは、初期の段階から迅速な災害対策を講ずるため、被害の全体的な規模や程度を早期に把握した上で、即応体制を構築することが必要です。特に、阪神・淡路大震災以降、初動期における情報連絡体制の充実・強化が図られてきています。

政府は、まず被害の状況や規模などの情報を迅速に収集・分析し、関係機関に伝達・情報交換することにより、災害の態様に応じた災害応急対策を実施するための体制を確立します。

災害発生時には、各省庁の局長級職員（緊急参集チーム）がすみやかに内閣総理大臣官邸に参集して、関係機関からの情報、自衛隊、警察、消防、海上保安庁などのヘリコプターや固定カメラから送られてくる被災地の映像や地震被害早期評価システム（EES）による被害の推計などにより、被害情報を把握・分析し、すみやかに内閣総理大臣以下の政府幹部に報告して、基本的な対処方針を決定します。







一斉情報連絡装置および各省庁から送られてくる情報

## ■ 内閣府における体制

政府初動体制を迅速に立ち上げるために、内閣府では非常災害対策要員を指定し、24時間体制で情報収集・初動対応を行う宿日直体制をとっています。また、通信に関する専門技術を持つ情報連絡要員を24時間常駐させ、一斉情報連絡装置（ポケットベル）を活用して、気象庁からの大規模地震発生の情報や地震防災対策強化地域判定会が招集された旨の通報などを夜間・休日を問わず、常時確実に処理し、ただちに連絡することとしています。

防災担当職員のうち31名は、防災宿舍または官邸近傍に居住（約半数の14名は単身赴任生活）し、一定規模以上の災害が起こった場合などは、管理センターや合同庁舎5号館へ30分以内に参集する体制を交替でとっています。

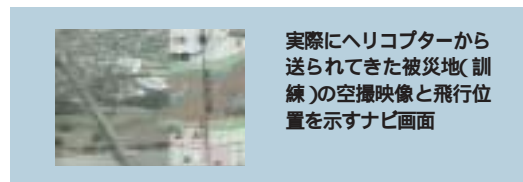
防災担当のその他の職員についても、ポケットベルなどにより合同庁舎5号館へ参集します。また、総理大臣官邸や各省庁の防災関係業務に携わる職員も、それぞれ緊急参集の体制をとっています。

防災宿舍は、これらの防災関係業務に携わる職員が、通常の勤務時間外において、非常災害が発生した場合に、ただちに非常勤務に従事することができるよう、その勤務する官署に近接する場所に設けられている職員宿舍です。現在、麹町、紀尾井町、六本木の3か所に設けられています。

## ■ ヘリコプターなどから送られてくる被災地の映像

災害直後に被災地の映像情報を入手することは、被害規模を包括的に把握する上で有効であり、各省庁等が収集した映像を、中央防災無線などを經由して、内

閣総理大臣官邸や関係省庁等に配信することが可能となっています。



実際にヘリコプターから送られてきた被災地(訓練)の空撮映像と飛行位置を示すナビ画面

## ■ 地震被害早期評価システム（EES）

地震発生直後の情報が限られた状況下で、被災規模の概要を短時間で推計し、政府の初動体制の確立を図るため、地震被害早期評価システム（EES）が整備されています。本システムは、阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、平成8年から運用を開始しました。

このシステムは、震度4以上の地震が観測されると自動的に起動し、震度情報に基づき、30分以内に倒壊家屋数やこれにともなう死者数などの推計結果を出力します。



EES出力画面  
平成13年芸予地震後30分で実際に出力された推移結果

以上のように、内閣府防災担当職員等は、常時、参集体制をとっているほか、今後とも情報システムの整備を含め、政府の迅速な初動体制の確保を図ることとしています。

## 中央防災会議を開催

平成15年3月18日、官邸大会議室において、中央防災会議が開催されました。

会議冒頭に小泉内閣総理大臣より、総合防災訓練においては、各大臣がリーダーシップを発揮して、率先して事務方を督励し、問題点の把握・改善に努めること、「防災情報システム整備の基本方針」に基づき、政府一体となって防災情報の共有化を推進すること、の2点について指示が行われました。

議事内容としては、各機関が共有すべき情報を共通のプラットフォームで整理し、情報を標準化して各機関が適時適切に情報にアクセスできるようにすることなど、3年を目標に「防災電子政府」の実現を目指した防災情報システム整備の基本方針を決定しました。

また、平成15年1月に実施した政府図上訓練の成果な

どをふまえた訓練のあり方などについて報告を行いました。具体的には、閣僚から現場の者に至るまで、災害時の具体的な行動を確実に把握することが重要であることから、今年8月下旬に主要閣僚による検討会を初めて開催することや、各大臣のリーダーシップにより、災害応急体制を総点検・改善することを報告しました。これらもふまえ、より実践的な訓練を実施する際の基本方針などを掲げた平成15年度の総合防災訓練大綱を決定しました。

さらに、東海地震対策専門調査会で検討を行っていた東海地震の被害想定について、人的被害が最大となる朝5時の場合で、死者数約9,200人、建物全壊数約26万棟となり、経済被害については最大約37兆円となることを報告しました。今後はこの結果をふまえ、東海地震対策を一層推進していきます。

その他、企業と防災に関する検討会議、平成15年度防災関係予算案など、三宅島に係る災害の現況などについても報告がなされました。

また、会議では、

- ・報道機関、防災機関間のヘリコプターからの災害映像の共有化や、被災地におけるヘリコプターの航空管制体制の早急な整備の必要性
- ・各省庁の縦割りを越えた、災害時における対応項目ごとの計画の作成の必要性

などについて意見交換がなされました。



小泉内閣総理大臣の冒頭挨拶（左は鴻池防災担当大臣）

### 中央防災会議における小泉内閣総理大臣冒頭挨拶（全文）

災害発生時においては、迅速かつ的確な対応が必要であります。そのためには、最新の情報技術を活用し、また、各省庁の縦割りを排する必要があります。本日決定する防災情報システム整備の基本方針に基づき、政府一体となって防災情報の共有化を進めていただきたいと思います。

防災部門でも民間の力の活用が重要であり、特に企業の防災・危機管理活動は、都市部の地域防災力を向上させるための大きな要因です。今後も、行政が企業・ボランティア・NPOなどの民間部門と一層連携を強化する必要があります。

現在、都市再生プロジェクトの一環で、首都圏の基幹的広域防災拠点の整備に取り組んでおります。防災拠点を中心に広域防災ネットワークを整備し、首都圏の防災安全性の向上に努めていただきたいと思います。また、避難所となる小中学校などの耐震化を強力に推進し、安全な地域づくりを実現する必要があります。

大規模災害時に国を挙げて対応するためには、実践的な訓練が不可欠です。来年度の総合防災訓練に向けて、各大臣が率先して事務方を督励し、問題点の把握・改善に努めるようお願いいたします。総合防災訓練の際には、各大臣からその取組の成果について報告いただきたいと思います。

災害の発生を避けることはできませんが、事前の対策により被害を軽減することは可能です。平常時から万全の対策を講じ、「備えあれば憂いなし」とするためにも、本日は活発な御議論をお願いいたします。





# 三宅島噴火災害

## 三宅村活動火山対策避難施設(クリーンハウス)の完成と 滞在型一時帰宅開始～現地報告～

三宅島の火山ガスは、長期的には減少傾向にあるものの、現在でもなお多量(3千～1万トン/日)の火山ガスの放出が続いており、また、今後、ガス放出量やガス濃度がどのように変化していくかも不明です。しかし、全島民が避難してから2年半が経過し、火山ガスの影響による屋根の腐食やシロアリなどによる住宅被害が発生していることから、家屋の修繕・保全を図るため、従来の週2回の日帰り帰宅に加えて、平成14年度末に完成した火山性ガス脱硫装置付き避難施設(クリーンハウス)を活用した滞在型(現地3泊)一時帰宅が始まりました。そこで、平成15年4月19日に、内閣府、消防庁、東京都などの同席の下、クリーンハウス完成と滞在型一時帰宅開始に係る現地報告会が、三宅村により催されました。

報告会当日は、この時期の三宅島としては比較的穏やかな天候に恵まれた中、伊豆地区に建設された総事業費



三宅村から説明を受ける内閣府・山口審議官(右から4人目)と消防庁・関審議官(同3人目)



クリーンハウス全景

14億8,000万円、敷地面積約16,000m<sup>2</sup>、プレキャストコンクリート造りの避難棟(3階建て2棟、宿泊用302人収容)および共用棟(1階建て、食堂・浴室等用)という立派なクリーンハウスの共用が開

始され、これにより、第1回目の滞在型一時帰宅参加者である坪田地区住民47世帯68人のうち多くの方が、避難以来初めて島に宿泊して自宅の片付けや家の修繕を行えるようになり、安堵の表情をしておられたことも紹介されました。

今後は、このクリーンハウスを活用して毎週行われる滞在型一時帰宅に参加される方々の協力を得て、島内の家屋被害の現状などについて調査が進められることが期待されています。



クリーンハウスに設置された脱硫装置

## 海外における災害

### トルコ東部で地震

5月1日午前3時27分頃(日本時間同日午前9時27分頃)、トルコ東部のピンギョル県付近で、マグニチュード6.4の地震が発生しました。この地震により、多くの人々が建物の下敷きになり、少なくとも150名が死亡し、約500名が負傷しました。

### 5月の海外緊急援助

対象国：アルゼンチン共和国

災害：洪水

災害期間：4月下旬

供与決定日：5月1日

供与内容：約1,600万円相当の緊急援助物資

(テント、毛布、スリーピングマット)

海外の災害については、こちらをご覧ください。

外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

国際協力事業団ホームページ

<http://www.jica.go.jp/>

アジア防災センターホームページ

<http://www.adrc.or.jp/>

国連災害情報事務所ホームページ

<http://www.reliefweb.int/>



# 三宅島火山ガスに関する検討会報告

平成15年3月24日、「三宅島火山ガスに関する検討会」(以下、検討会という)は、三宅島の火山ガスについて、その特性と火山ガスが放出し続ける中で帰島した場合の健康影響と安全確保対策について、提言をとりまとめました。

## 経緯

平成12年6月26日に始まった三宅島の火山活動は、同年8月14日の最大規模の噴火に続いて28日には火砕流が発生したことなどから、全島民は島外への避難を余儀なくされました。その後、火口から有害な二酸化硫黄などを含む火山ガスを、世界でも類を見ないほど大量に放出するようになりました。その一方、火山噴火予知連絡会は、火山活動は全体としてゆっくりと低下し、それによって火山ガスの放出量が減少してきたとの見解を示していますが、この島民の帰島を妨げる大きな要因である火山ガスの放出はいまだに続いています。

そのため、火山ガスがどのような状況になれば帰島が可能になるのか、東京都と内閣府が共同して、平成14年9月30日に検討会(座長:内山巖雄京都大学大学院教授)を設置し、検討を重ね、3月24日に報告を行いました。

報告書では、三宅島の火山ガスの現状を分析した上で、火山ガスが放出し続ける中で帰島した場合の健康への影響と安全確保対策について、健康影響を最小限にするための火山ガスの目安と、住民一人ひとりの心構えや行政のとり安全確保対策についての提言がとりまとめられました。その概要は以下のとおりです。

## 報告の概要

### ■ 三宅島の火山ガス(二酸化硫黄)の特性

- ・上空の風の風下側で高濃度となることが多い。三宅島では、1年を通して西寄りの風が吹くことが多いため、東部で高濃度の二酸化硫黄が観測されている。
- ・島の東部で高濃度の二酸化硫黄が観測されるのは、山頂の噴出口からの距離が近いためであることも考えられる。
- ・高濃度が観測された時の濃度変化を見ると、必ずしも徐々に濃度が高くなるばかりではなく、急激に高濃度となることもある。
- ・環境基準の日平均値0.04ppmについて見ると、島の東側ではこの基準を超える日の割合が1年間に40~57%と高く、比較的濃度の低い三宅支庁観測点においても7%程度あり、いずれの観測点も環境基準には達していない。

### ■ 健康影響から見た二酸化硫黄濃度の目安

目安を定める基本的考え方

- ・環境基準は、火山噴火のような自然災害による二酸化硫黄濃度の変化については考慮されていない。このため、帰島する住民に対するきめ細かい配慮を前提に、健康影響に関する住民とのリスクコミュニケーションを十分行った上で、ある程度のリスクの受容が許されれば、環境基準とは異なった対応が可能であると判断した。
- ・二酸化硫黄による健康影響については、ただちに健康や生命への影響はないが、長期間さらされることによって身体に生じる**長期的影響**(慢性影響)と、瞬間的あるいは短時間に高濃度の二酸化硫黄を吸入することによって身体に現れる**短期的影響**(急性影響)について考慮した。

### 長期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安

せきやたんが出やすくなるなどの、軽度の慢性影響がある程度増加するリスクを受容することを前提にした場合の目安

年平均値	おおむね0.04ppm以下
1時間値	0.1ppmを超えた回数が年間10%以下

### 短期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安

以下の3グループ別に注意すべき目安の濃度を設定。

- ・高感受性者(比較的low濃度で身体に影響が現れるおそれのある人および一般的に影響を受けやすいと考えられる新生児・乳児・妊婦など)
- ・要援護者(迅速な避難が困難な幼児、児童、高齢者、障害者などの要援護者)
- ・それ以外の一般の人

0.2 ppm	高感受性者に対して健康への影響が考えられる要援護者に対して周囲の人が配慮する必要がある
0.6 ppm	高感受性者に重大な影響を及ぼす可能性がある
2.0 ppm	一般の人に対して、注意を呼びかける必要がある
5.0 ppm	一般の人に重大な影響を及ぼし始める濃度(ppm)は5分値

### ■ 目安にてらした三宅島各地点の状況

- ・島の東部、南西部の観測点では長期的な目安に達していない。
- ・島の西部、北西部の観測点では、現時点でおおむね長期的影響の目安に達しているが、今後の推移を注意深く見守る必要がある。
- ・短期的影響の目安にてらしても、高感受性者が注意・警戒しなければならない濃度を超える時間が多数有ることから、現時点においてただちに帰島して通常の生活ができる状況にはなく、具体的な安全確保対策などについて慎重な検討を行う必要がある。



■ 健康影響を最小限にするための安全確保対策

住民の安全を確保するため、三宅村が主体となり、都や国の支援のもとに、次の安全確保対策を講じる必要がある。

1. 住民の心構え

- ・ 帰島にあたっては、健康診断を受け、自分自身の二酸化硫黄に対する感受性についておおむねの程度を知っておく。
- ・ 濃度情報や気象情報を確認する、ガスマスクを常時携帯する、高濃度となりやすい場所に近づかないなど、健康を優先した生活を心がける。

2. 安全確保対策

火山ガスの挙動などの監視・観測

火山ガスの動向を把握し、より精度の高い情報を提供するため、風向風速や噴煙の放出状況を監視・観測する体制を充実する。

二酸化硫黄濃度の監視・緊急情報の伝達

二酸化硫黄濃度を常時監視し、注意が必要な濃度になった場合に、住民にその情報を伝達するしくみを構築する。また、感受性の高い人を対象とした情報伝達体制を整備する。

避難体制の整備

避難の指示や解除など実施基準および周知方法、避難場所、避難方法、要援護者に配慮した避難誘導および救出体制などについて定めておく。避難体制について住民に周知し、いざというときに迅速に避難できるよう、日頃から訓練などにより万全の備えをする必要がある。

健康管理および医療体制の確保

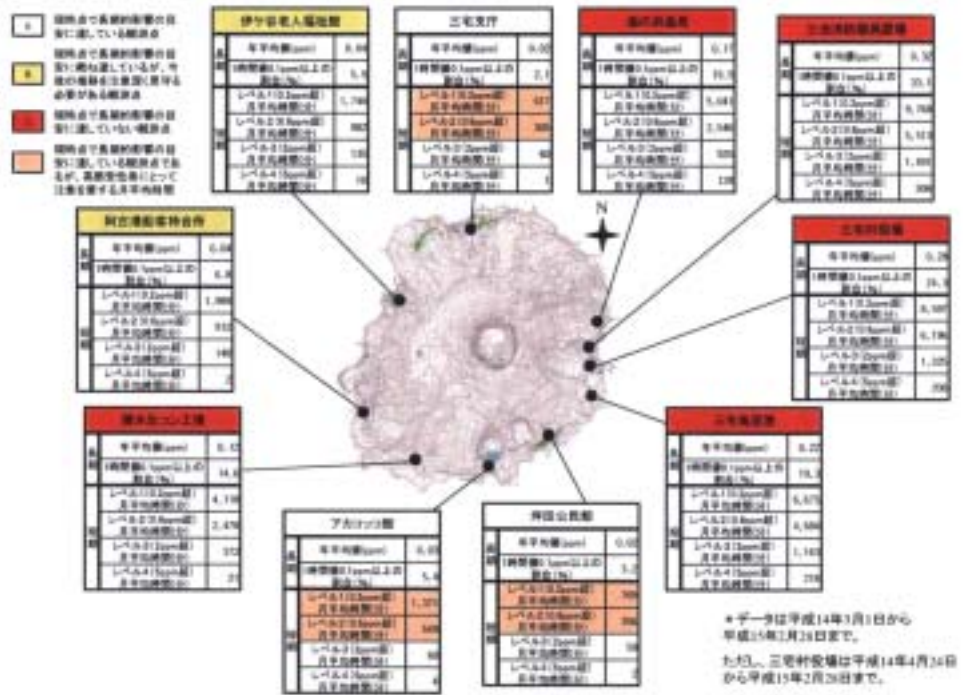
帰島前に健康診断を実施し、個人の感受性について自覚を促す。呼吸器疾患の増加に備えた医療体制の充実を図る。

火山ガスに関する知識の普及・啓発

住民が火山ガスに関する知識や普段の心構え、緊急時の対応方法などについて、正確な知識を身につけるよう、普及・啓発を行う。

■ リスクコミュニケーションの促進

三宅島での現状の二酸化硫黄の放出レベルは、帰島後の島民の健康の安全を保證できるレベルとは言えない。従って、今回、健康影響の目安を提示したが、



二酸化硫黄濃度の目安にてらした各観測点の状況

「健康上の安全を保證したわけではない」ことを住民はじめ関係者に理解してもらう必要がある。

行政側からできる限り正確な健康影響に関するリスク情報や安全確保対策を公開し、さまざまな段階でコミュニケーションの機会を確保するというリスクコミュニケーション促進のための取り組みが重要となっている。

■ おわりに

検討会では、健康影響から見た二酸化硫黄濃度の目安を提示するにあたっては、高感受性者や要援護者も帰島できるよう、感受性の個人差を考慮するなどきめ細かい配慮を行いました。また、健康影響を最小限に抑えるため、住民と行政が協働して安全確保対策を講ずるよう提言した。

三宅島では、二酸化硫黄だけでなく土石流などの危険性があり、活動する火山と共生していくためには、それなりの危険をとまなうことも十分認識する必要があります。

今回示した目安と現況との比較から示されたように、現時点ではただちに帰島して生活できる状況にないと考えられるが、今後、住民とのリスクコミュニケーションや安全確保対策を着実に推進しながら、いつどのように帰島するのかについては、透明性の高い意思決定過程により合意形成が図られることを期待したい。

これらの提言を受け、三宅村が中心となって、国と都と連携を図りながら、安全確保対策などが検討されています。





# 「防災情報システム整備の基本方針」を決定

さる3月18日の中央防災会議において、「防災情報システム整備の基本方針」が決定されました。各府省庁は、この基本方針に基づき、防災情報システムの整備を行うこととなります。

## 基本的認識

防災対策にとって、情報は、平常時から的確に災害に備えるためにも、災害時に状況に即応した対応を行うためにも基礎となるものです。阪神・淡路大震災以降、整備は進んできましたが、大切な場面で、情報の空白がいまだに残されています。切迫している東海地震など、広域的な大規模災害に的確に対応するためには、画像情報をはじめ、最新の情報システムを活かして情報を共有することが不可欠です。一方、ITの進展により、防災情報システムの高度化を担う産業が発展してきており、要援護者への着実な情報伝達など、かねてからの課題も克服されつつあり、政府方針を明確に定めることにより、民間投資を促し、これをさらに前進させることができます。このため、防災情報システム整備について、政府としての体系的な推進戦略を定めます。

## 基本方針

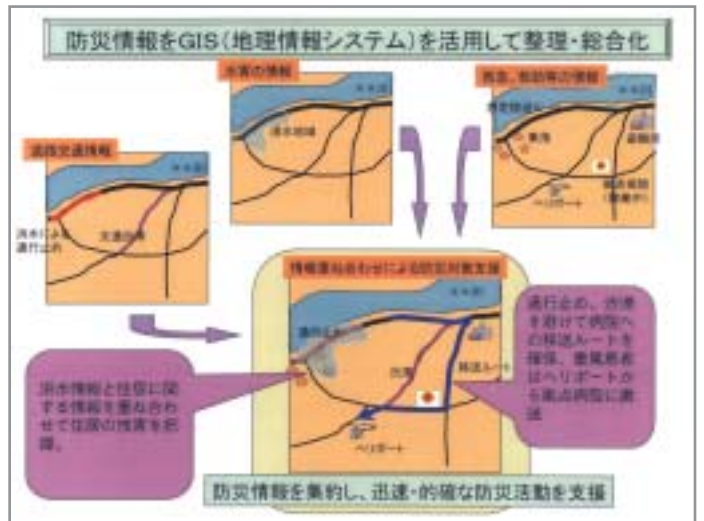
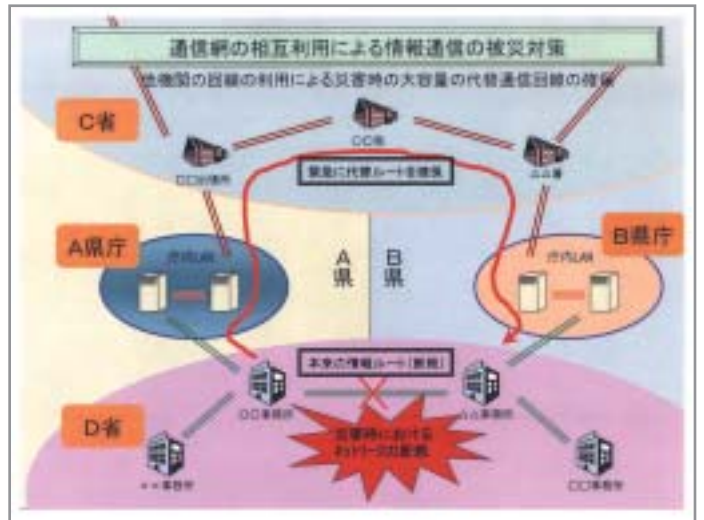
被災直後や夜間での状況把握が困難であること、被災地の地方防災機関に情報が十分伝わらないことなどの時間的・空間的な情報の空白を解消するため、防災関係機関全体の迅速・的確な情報の収集・伝達・提供体制を確立します。

時々刻々と変化する状況を把握し、迅速・的確な判断を行うための情報整理、防災関係者の情報伝達の負荷の大幅軽減を図るなど、情報システムを的確かつ効果的に活用するための情報活用体制を確立します。

災害時の防災情報が的確かつ円滑に利用されるため、さまざまな災害関係情報や教訓の保存・活用などを図り、平常時から防災情報の的確な共有・活用を体系的に推進します。

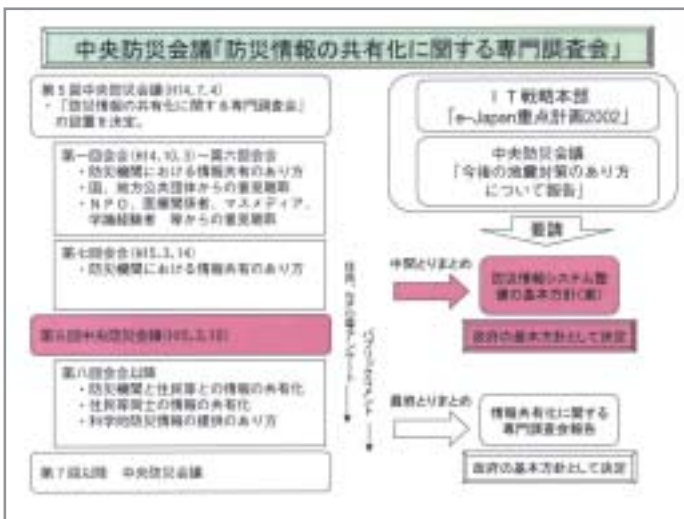
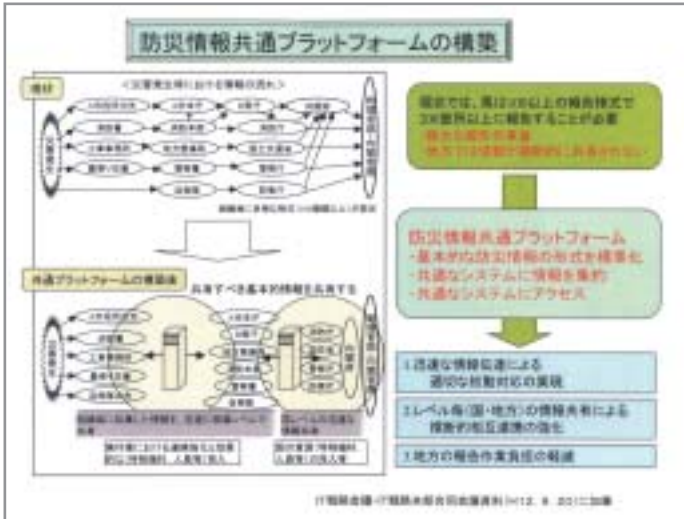
実際の行動に役立つ情報流通を確保するため、相当量の情報交換が円滑に行われ、情報の共通化・標準化を図る、本格的にITを活用した防災電子政府を構築します。

政府として防災情報システムを一体的に推進する防災情報システム整備推進体制を整備し、3年を目標に実用化を図ります。





## 具体的施策



### 迅速・的確な情報収集

- a. 被災全体像の早期把握システムの精度向上
- b. 悪条件下における情報収集
- c. 画像情報などの体系的収集
- d. 防災情報システムを運用する人員体制の充実

### 信頼性の高い大容量データ通信体系などの整備

- a. 全国的な大容量防災通信ネットワークの整備
- b. 通信網の相互利用
- c. 通信施設などの被災対策

### 総合化による情報の有効活用

- a. 官民の施設管理情報などの活用
- b. 防災GISの整備
- c. 災害関係情報の体系的保存と活用

### 的確で効果的な住民などへの情報提供

- a. 防災情報の提供
- b. 防災情報バリアフリー対策
- c. 企業防災を支援する情報提供

### 情報の共通化・標準化

- a. 防災情報共通プラットフォームの構築
- b. 現地における高度情報化
- c. 情報共有にあたっての役割・責任の明確化
- d. 緊急時の的確な情報運用

### 防災情報システム整備推進体制の整備

- a. 実行計画の策定
- b. 防災情報共有化推進会議の設置

「防災情報システム整備の基本方針」の本文については、内閣府ホームページをご覧ください。

### 内閣府ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/jishin/johokyoju/index.html>





## 東海地震に係る被害想定結果について

中央防災会議「東海地震対策専門調査会」(座長：岡田恒男芝浦工業大学教授)では、東海地震対策の検討の基礎とするため、東海地震に係る新たな想定震源域に基づく被害について検討を行い、その結果を3月17日にとりまとめました。

今回の被害想定結果によると、阪神・淡路大震災を超える大被害が広域に発生することが想定され、広域の防災体制の確立などの対策を早急に講じる必要があります。

「東海地震対策専門調査会」では、5月中旬を目途に、今回の被害想定結果をふまえた防災対策について検討を行い、政府や地方公共団体などの防災計画の見直しに反映させる予定です。

### 被害想定的前提

#### (1) 想定的基础となる地震動および津波の高さ

地震動については、中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」において検討された新たな想定震源域およびこれによる震度分布の結果をふまえ、過去の実際の地震との整合性なども確認し、想定震度分布の検討を行いました。ここで想定されている東海地震の規模はマグニチュード8.0です。

地震はさまざまなパターンで発生するので、被害などを算出するにあたっては、東海地震として想定されるモデルとして、「東海地震に関する専門調査会」の検討より採用してきた「応力降下量一定モデル(Sモデル)」と「変位量一定モデル(Dモデル)」の2つのモデルで、さらにそれぞれ2通りの破壊開始点(西側、中央)を想定し、計4ケースを対象に被害を試算しました(平成14年8月29日公表済)。

また、津波の高さおよび津波の到達時間については、「東海地震に関する専門調査会」の検討結果を用いました。

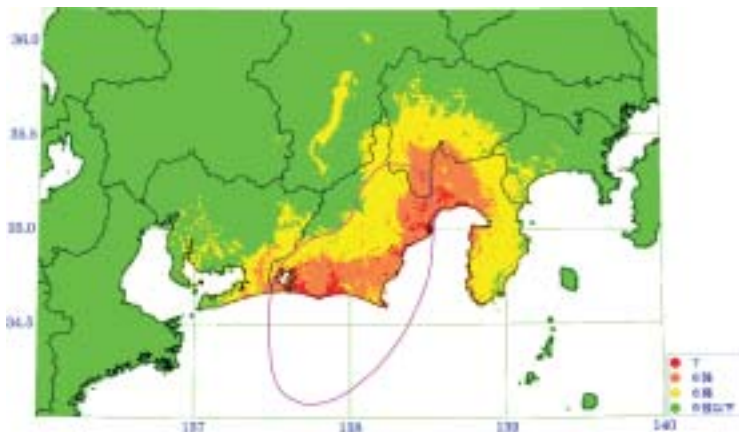


図1 東海地震の新たな想定震源域と震度分布



図2 津波波高分布

#### (2) 想定ケースについて

##### 地震発生時刻(3ケース)

- a. 建物被害の影響が最も大きいと考えられる冬の朝5時(阪神・淡路大震災と同様のケース)
- b. 職場など多くの人が自宅から離れている秋の昼12時(関東大震災と同様のケース)
- c. 火災の影響が最も大きいと考えられる冬の夕方18時

##### 津波被害の想定

- a. 住民の避難意識が高い場合
- b. 住民の避難意識が低い場合
- c. 地震動により水門の機能低下などが発生した場合

##### 火災の想定(2ケース)

- a. 風速3m(阪神・淡路大震災時と同程度)
- b. 風速15m(関東大震災時と同程度)

##### 地震予知情報の有無

- a. 地震予知情報がなく突発で発災した場合
- b. 地震予知情報により警戒宣言が出された場合

#### (3) 本被害想定性格について

東海地震に係る被害想定については、これまで関係県などで実施されてきましたが、今回の被害想定は、新たな想定震源域に基づき、主として広域な防災対策を検討するためにマクロの被害の把握を行ったものであり、想定単位としても、1kmメッシュ単位での分析を行うなどマクロな被害の把握に適した手法を採用しています。

各地方公共団体の防災対策を検討する際には、今回の



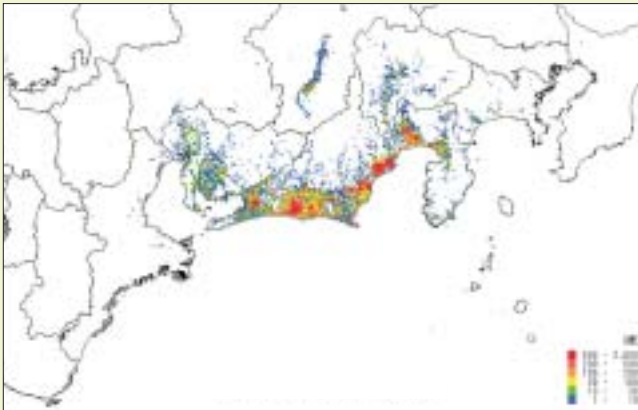


図3 東海地震による建物被害の分布 (S1モデル)  
(揺れ、液状化、津波、火災、斜面)

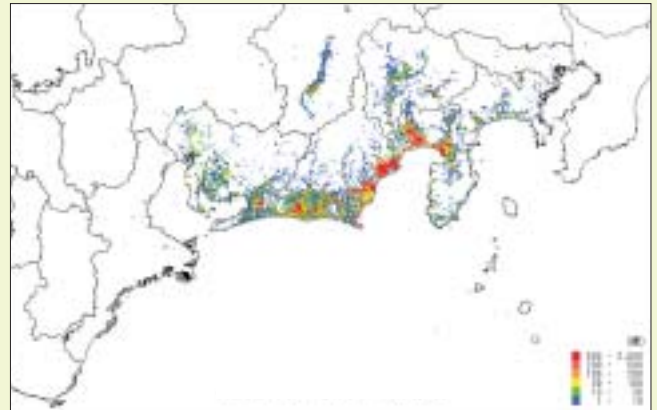


図4 東海地震による建物被害の分布 (D1モデル)  
(揺れ、液状化、津波、火災、斜面)

被害想定の基本な考え方や前提条件などを参考にしてさらに詳細な被害想定を実施し、それをふまえて詳細な防災対策の検討を進める必要があります。

(4) 今回の想定内容について

今回の被害想定では、地震による建物被害、人的被害に加え、ライフライン被害や避難生活の状況についても検討を行いました。また、発災による経済的影響についても検討を行いました(17ページの表参照)。

津波の被害想定について

津波の被害想定は、手法が一般的に確立していないため、今回ははじめての取り組みとして、地震の揺れによる水門の閉鎖不能などが発生した場合についても計算するとともに、住民の避難意識が高い場合と低い場合に分けて検討を行いました。この結果、水門の閉鎖不能などの場合や住民の避難意識が低い場合には、

被害が大きくなることが明らかになりました。

このことから、堤防などの整備や水門などの耐震点検を進めることや、住民に対する迅速な情報提供や意識啓発などの対策を進めることは、被害の軽減につながることから、今後ともその推進を図るべきと考えられます。

防災対策の効果について

今回の被害想定結果をもとに、各種防災対策の効果の評価をすることができます。例えば、昭和56年に新耐震基準を採用したことにより、採用しなかった場合と比べると、揺れによる死者数は、約9,400人から約6,700人へと減少していることから、これを新耐震基準適用の効果と評価できます。今後、他の防災対策の効果や住民の備えによる効果などを定量的に評価し、防災対策の方向の参考とすることとしたいと思います。

建物被害および人的被害の結果

建物被害の概要 (全壊棟数)

(S1モデルのケース)

項目	5時	12時	18時
揺れによる被害	(木造) 約140,000棟、(非木造) 約30,000棟	計 約170,000棟	
液状化による被害	(木造) 約 22,000棟、(非木造) 約 3,600棟	計 約 26,000棟	
津波による被害	約6,800棟 (地震動による水門の閉鎖不能などの場合)	約10,000棟	
急傾斜地崩壊による被害	約7,700棟		
火災による被害	風速 3m	約14,000棟	約110,000棟
	風速15m	約50,000棟	約250,000棟
合計	約230,000棟 ~ 約260,000棟 ( 1 )	約230,000棟 ~ 約260,000棟 ( 1 )	約320,000棟 ~ 約460,000棟 ( 1 )

( 1 ) 地震動による水門の閉鎖不能などを考慮した場合は、さらに約3,000棟増加

(参考) 震度6弱未満のデータのばらつきを考慮した場合の揺れによる建物被害  
全壊(木造) 約150,000棟、(非木造) 約30,000棟 計約180,000棟となる。

予知情報ありの場合 延焼棟数が減少するため、建物被害の合計値は以下ようになる

項目	5時	12時	18時
火災被害 (延焼棟数)	風速 3m	約 7,400棟	約 21,000棟
	風速15m	約 19,000棟	約 76,000棟
建物被害合計	風速 3m	約220,000棟	約230,000棟
	風速15m	約230,000棟	約290,000棟



人的被害の概要

(S1モデルのケース)

項目		5時	12時	18時
津波による被害	揺れによる被害(死者)	約6,700人	約3,400人	約3,400人
	避難意識が高い場合(未避難率28.9%)	約400人	約200人	約200人
		(地震動による水門の閉鎖不能などの場合)		
	避難意識が低い場合(未避難率80%)	約700人	約400人	約400人
(地震動による水門の閉鎖不能などの場合)				
海水浴客などの被害	約1,400人	約600人	約700人	
急傾斜地崩壊による被害		死者 約700人	死者 約400人	死者 約500人
火災による被害	風速 3m	死者 約200人	死者 約80人	死者 約600人
	風速 15m	死者 約600人	死者 約300人	死者 約1,400人
地すべり・大規模崩壊		地すべり、大規模崩壊の発生場所によっては、1か所でも多数の死傷者が生じる場合がある。		
人的被害合計	死者	約7,900人～約9,200人	約4,100人～約4,700人	約4,600人～約5,900人
	水門の閉鎖不能の場合	約8,300人～約10,000人	約4,300人～約5,100人	約4,800人～約6,300人
	重傷者	約15,000人	約11,000人	約12,000人
	要救助者	約42,000人	約27,000人	約31,000人

(参考) 震度6弱未満のデータのばらつきを考慮した場合の揺れによる死者数

5時 約7,100人、12時 約3,600人、18時 約3,600人

予知情報ありの場合

項目		5時	12時	18時
人的被害合計	死者	約2,000人～約2,300人	約1,000人～約1,100人	約1,100人～約1,400人
	水門の閉鎖不能の場合	約2,000人～約2,400人	約1,000人～約1,200人	約1,100人～約1,500人
	重傷者	約4,000人	約3,000人	約3,300人
	要救助者	約11,000人	約6,800人	約7,900人

ライフライン被害、交通・輸送施設被害、生活支障の概要

ライフラインの被害	水道被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道供給施設や配管の損傷などにより長期間供給支障が生じる。</li> <li>断水人口(直後)約550万人、(1日後)約420万人、(2日後)約420万人、(1週間後)約280万人</li> </ul>
	下水道被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道処理施設や下水道管の損傷などにより長期間機能支障が生じる。</li> <li>被害延長 約500km、支障人口 約23万人</li> </ul>
	電力施設被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱や地中線の損傷などにより電力供給が停止する。</li> <li>直接施設被害を受けない地域においても、発電機能の低下などにもない影響が広域化する場合もある。</li> <li>停電人口(直後)約520万人</li> </ul>
	都市ガス被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市ガス供給施設や配管の損傷などが発生。長期間供給支障が生じる。</li> <li>各所でガス漏れが生じ、通電、電動工具、その他火気利用にともなう爆発などの二次災害の危険性がある。</li> <li>支障人口(1週間後)約290万人</li> </ul>
交通・輸送施設被害	電話・通信被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱や地中線の損傷などにより通信機能が停止する。</li> <li>直接施設被害を受けない地域においても、発電機能の低下や輻輳にともない影響が広域化する場合もある。</li> <li>支障人口(直後)約52万人</li> </ul>
	道路・鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物・路線被害、電柱・架線などの被害、山・崖崩れの影響などにより、交通支障が発生する場合も想定。</li> <li>被害に加え、応急対策や復旧作業などのために渋滞が発生することが考えられる。</li> <li>被災の程度や災害応急対策の状況によっては、東西幹線交通である東海道新幹線や東名高速道路が一定期間利用困難となる場合もある。</li> </ul>
	港湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震強化を講じていない岸壁などについては、倒壊などにより生活物資などの搬入が停止される恐れがある。</li> <li>発災後長時間にわたり繰り返し津波が来襲し、木材や流失物の散乱などにより一定期間港湾利用が不可能となる恐れがある。</li> <li>アクセスルートの寸断による機能低下の恐れがある。</li> </ul>
生活支障	空港・ヘリポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートの寸断による機能低下の恐れがある。</li> </ul>
	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋に被害を被る対象者数：約160万人</li> <li>避難所への避難者数(断水世帯の避難を含む)：(1日後)約180万人、(1週間後)約190万人(1ヶ月後)約73万人</li> <li>仮設トイレ：初日に約10,000基(約4,000m<sup>3</sup>)不足</li> </ul>
	物資の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>米：1日目は備蓄などで充足。2日目より約16万kgの不足、7日目には約41万kg不足</li> <li>その他食糧：1日目は備蓄などで充足。2日目より約200万食の不足、7日目には約550万食不足</li> <li>飲料水：1日目は備蓄などで充足。2日目より約3,600klの不足、7日目には約5,500kl不足</li> <li>毛布：最大約15万枚不足</li> <li>肌着：最大約15万着不足</li> </ul>
	医療機能支障	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応困難重傷者数：最大で約27,000人</li> <li>医療救護班派遣需要：最大で約2,900班</li> </ul>
障	がれき発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>がれき発生量：約4,100万トン(約5,500万m<sup>3</sup>)</li> </ul>
	保健衛生、防疫、遺体処理など	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量の避難者の発生と避難生活の長期化にともなう保健衛生上の問題が発生。</li> <li>また、大量の遺体処理の問題も生じる。</li> </ul>



### その他被害の概要

その他	ブロック塀・石塀の倒壊	・ 滞留者の多い都市部を中心にブロック塀・石塀の倒壊や自動販売機の転倒により死傷者が発生する。
	屋外落下物	・ 昼間時発災の場合、ビルが集積する都市部などで落下物による死傷者が発生する。
	屋内収容物の移動・転倒	・ 建物自体が特に大きな被害を受けない場合でも、固定されていない家具などの転倒による人的被害が発生する。
	道路上の自動車への落石・崩土	・ 道路上の自動車への落石などで死傷者が発生する可能性がある。
	危険物施設被害（石油コンビナートなど）	・ 危険物施設が被害を受ける可能性が考えられるが、一度発生すると大きな被害が予想される。 ・ 長周期地震動の影響で、石油タンクのスロッシングによる被災が生じる可能性がある。
	集客施設被害（影響人口）	・ 海水浴シーズンには海浜に約10万人が訪れることから、円滑な避難が困難な場合の甚大な被害、その他集客施設において地震発生時のパニックなどによる被害も想定される。
	鉄道事故	・ 走行中の列車が停止するまでに強い揺れなどにより軌道、跨線橋などの被害や脱線の可能性もあり、一度発生すると大きな被害の恐れがある。
	文化財の被害	・ 地震動・火災の延焼などにもなう文化財損傷の恐れがある。
	高層ビル	・ 高層建築物の頂部付近では、相当程度の地表に対する変位が多数回繰り返される可能性があり、人間行動への影響、器物の移動・転倒などについて配慮する必要がある。
津波による漁船・船舶、水産関連施設被害	・ 津波来襲時の引き波により水深の浅いバースに係留中の大型船舶が座礁する危険性がある。 ・ 津波到達まで時間的余裕がある地域で水産関係者等が漁船などの確認のために海岸部に集まってきた場合、被害が拡大する恐れがある。 ・ 流木・漂流船舶などの衝突が多発し、船舶被害が拡大する危険性がある。 ・ 漁船などが波で陸に打ち上げられ、火災や建物倒壊を引き起こす恐れがある。	

### 経済的被害の結果

#### (1) 直接被害（住宅・家財被害、企業施設、在庫被害、ライフライン施設被害）

阪神・淡路大震災の直接被害は約10兆円と推計されており、単純に比較はできませんが、大きく上回っています。

回による損失額と観光などの取り止めの影響を算出しました。

警戒宣言による経済的被害の軽減効果は約6兆円であり、警戒宣言時の避難警戒体制による影響（1日0.2兆円）と比べても大きな効果があります。

#### (2) 間接被害（生産停止による被害、東西間幹線交通被害、波及額）

生産停止被害は、影響大の企業（製造、小売業、サービス業など）と影響小の企業（農業、鉱業、不動産業など）に分類し、生産額の低下を算出しました。また、東西間幹線交通の影響は、被害の発生や緊急輸送活動により最大半年間影響が続くとし、北陸道への迂

< 警戒宣言にともなう避難警戒体制移行にともなう影響 >

- ・ 強化地域内の産業活動の停止
- ・ 東西幹線交通停止
- ・ 強化地域外での交通などの影響
- ・ わが国全体への影響の波及など

#### 経済的被害（最大ケース）

	予知なし (突発発災)	予知あり (警戒宣言)
直接被害	約26兆円	約22兆円
間接被害	約11兆円	約9兆円
生産停止による被害	約3兆円	約2兆円
東西間幹線交通被害	約2兆円	約2兆円
地域外などへの波及	約6兆円	約5兆円
合計	約37兆円	約31兆円

過去の地震災害の実態をふまえて推計。人的被害および公共土木被害は含まれていない。

(参考) 警戒宣言の経済的影響は、一日あたり実質0.2兆円





## 米国ワールドトレードセンターのテロおよび崩壊からの復興などに関するニューヨーク現地調査報告

「都市機能集中地区における災害の予防、応急対応、復興プロセスに関する調査」の一環として、内閣府および国土交通省の調査団4人は、平成15年3月9日から16日の間、米国ニューヨーク（以下NYという）のワールドトレードセンター（以下WTCという）の復興などに関して、現地調査を行いました。

調査団は、復興の中心的役割を担うロウア・マンハッタン開発公社（以下LMDCという）をはじめ、復興などに関係する11の機関に対してヒアリングを行いました。

### WTCの再開発について

今年の2月27日に再開発の最終案としてリーブスキンの案が採用されました。その経緯については、次のとおりです。



2003年3月現在のWTC跡地

- ・2002年2月にシビックアライアンス（NYダウンタウン再建のための市民連合）が、「第1回街に聞こう」という市民ワークショップを、約700人のさまざまな立場の人の参加で開催。
- ・7月、WTC再建に向けてどのようなイメージが良いか方向付けることを目的に、LMDCとWTCの地権者であるポートオーソリティが再建の6案を作成・提示。それを受けシビックアライアンスが、「第2回街に聞こう」を約5,000人の参加で開催。ワークショップの結果、参加者はすべての案に対し否定的な評価を下し、全案却下となった。その理由は、市民はWTCメモリアルの土地利用



採用されたリーブスキン案

形態のイメージを議論したかったが、すべての案が建物（office）を主体としたものであったためだと言われている。

- ・その後LMDCは、WTC跡地の再開発についてメモリアルなどの土地利用の形態およびデザインのガイドラインを決定するため、国際デザインコンペを実施し、世界中の建築家などからプランを募集。その結果、応募のあった406チームの中から最終的には6チームの9案を選定。この9案に対し、のべ10万人の人々からの意見を収集するとともに、市民参加のワークショップや専門家の評価を採り入れ、2003年2月4日に日本人建築家を含むTHINK(シンク)チームとドイツ建築家リーブスキンの2案に絞り込んだ。
- ・最終的に2月27日、NY州知事とNY市長は、WTC事件被害者の強い意向と、周りの建物形状に左右されない独立的なメモリアルの計画を理由に、リーブスキン案を採用することを決断。



5,000人のワークショップ

### わが国の災害復興への適用について

調査の感想として、NYのように大規模な市民参加のワークショップを開き、その結果を反映させるという手法は、「ユーザーである市民の立場としてより良いものを作成すること、市民に参画意識を持ってもらう」ことなどの面から、非常に有効であると感じました。日本においても、さまざまな分野において市民参加によるワークショップ的手法が試みられるようになってきましたが、災害からの復興過程においても、行政と市民が共同して施策を進めるといった体制作りについて検討する必要があると思います。



## 日米地震防災政策会議に関する協議報告

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）およびその前年に米国で発生したノースリッジ地震（平成6年1月17日）の経験と教訓を日米両国で共有し、地震防災への取り組みに役立てるため、平成8年以降日米の交流が行われ、平成10年からは日米地震防災政策会議として実施されてきました。しかし、平成13年9月の米国での同時多発テロの発生などにより、平成13、14年度の会議開催は見送られていました。

今後の協力関係を再開するべく、内閣府は、3月下旬に渋谷企画官（防災総括担当参事官付）と佐藤地震・火山対策担当参事官補佐（当時）を米国に派遣し、連邦緊急事態管理庁（FEMA）の国際担当部長と協議を行いました。その結果、日米地震防災政策会議の再開を念頭において、まず平成15年度中に両国が問題意識を共有する政策テーマ（議題）に関し、事務レベルの会議を開催し、整理することで合意しました。

一方、米国においては、同時多発テロを契機に、20以上もの政府機関に分散している国土安全保障政策を統括するため、本年1月に国土安全保障省(Department of Homeland Security)が設置されました。同省は、国境警備・運輸保安、緊急事態対応、科学技術、情報分析・インフラ防護、管理、の5部門により構成され、このうちについては、FEMAをそのまま移管し、それを中核として他省庁の災害関連部門の一部を統合して組織されています。緊急事態対応部門は担当の次官を擁し、「予防」「減災」「応急対応」「復旧・復興」の4つのセクションから構成されます。訪問時はまさにその移行期でしたが、担当官によると、新組織移行後も自然災害への対応は従来と変わらないとのことでした。また、新組織の性格からどうしても応急対応に焦点があたりがちですが、自然災害へ備える「予防」「減災」も引き続き重視し、特にこの点に関し、政策面で日本との意見交換を期待したいとの意向が示されました。

FEMAでは、減災対策の目玉として、「プロジェクト・インパクト（災害に強い街づくり作戦）」という施策を実施していました。これは、各地域、コミュニティにおいて、行政、住民、企業・財界などで防災・減災に向けたパートナーシップを組んでもらい、防災・減災プロジェクトを彼らが計画し実行するというものです。FEMAはそれに対して初期に助成を行います。州政府が併せて助成するところもあります。FEMAおよび州政府は、技術的なアドバイスも行います。実際に、全米で250のコミュニティとビジネス・パートナーといわれる財界・民間企業との提携は4,000件にも及んでいます。その中には、VISA、3M社、シーメンスなど大手企業も含まれ、非常に大きな成功を収めています。



FEMAにおける協議

今回、このプロジェクト・インパクトの成功例として著名なカリフォルニア州サンレアンドロ市を訪問しました。サンレアンドロ市は、プロジェクト・インパクトの実践として、住宅の耐震補強に重点的に取り組んでいます。「個人のできる耐震補強マニュアル」を作成、全戸に配布した上で、市内の事業者などの協力を得て、必要な機材を安価で市民に提供するとともに、工具などの無償貸与を実施しています。また、数多くの企業（コカコーラ社など）が立地していることから、市がそれらの企業と協定（Memorandum of Understanding）を結び、災害時および災害予防に際しての企業の協力（物資提供など）を要請するとともに、市においては、企業施設の脆弱性評価や耐震化などに関し、州政府や連邦政府の技術的支援をあっせんすることとしています。市とこれら協力企業などは、年に4回、意見交換会を開催しています。

カリフォルニア州は、わが国と同様、大地震の危険性がある地域であり、こうした地道な取り組みも含め、官民あげた減災対策の重要性を指摘していたのが印象的でした。



サンレアンドロ市のヤング市長（中央）と





## 企業と防災 ～今後の課題と方向性～

昨年12月から開催されてきた「企業と防災に関する検討会議」の検討結果がとりまとめられ、第3回会議（4月21日）において、樋口座長より鴻池防災担当大臣に手渡されました。

### 検討会議の趣旨

企業における防災・危機管理活動は、特に都市部における地域防災力向上の上で重要な課題です。

昨年7月、中央防災会議に報告された「防災体制の強化に関する提言」（防災基本計画専門調査会報告）および「今後の地震対策のあり方についての報告」（今後の地震対策のあり方に関する専門調査会）においても、「企業防災の推進」として、防災における企業や市場の役割が重視されており、また、「全国都市再生のための緊急措置の検討方向」（平成14年10月4日、都市再生本部報告）においても、「安全で安心なまちづくり」の中で「震災時の帰宅困難者対策等」が課題としてあげられています。

こうした課題をふまえ、「民間」の知恵と力、「市場」のスピード、活力を活かして地域社会の災害対応力を高めるといった観点から、企業と防災のあり方について検討するため、防災担当大臣主催による「企業と防災に関する検討会議」を開催（平成14年12月～）し、意見交換を行ってきました。

#### 検討会議メンバー

(座長)	樋口 公啓	(社)日本経済団体連合会副会長 (東京海上火災保険株式会社取締役会長)
(座長代理)	杉岡 浩 青山 侑 小出 治 重川希志依 鈴木 勝久 土崎 敏夫 永岡 文庸 成瀬 宣孝 西脇 正導	(財)道路サービス機構理事長 東京都副知事 東京大学工学部都市工学科教授 富士常葉大学環境防災学部教授 名古屋市助役 大阪市助役 日本経済新聞社論説委員 (財)日本消防設備安全センター理事長 (社)名古屋青年会議所直前理事長 (丸進青果株式会社代表取締役社長)
	野澤 太郎	旧居留地連絡協議会会長 (株式会社ノザワ最高顧問)
	福澤 武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会会長 (三菱地所株式会社取締役会長)
	松田 美幸 山崎 一眞	麻生総研ディレクター 滋賀大学産業共同研究センター教授

### 結果概要

本検討会議では、3回にわたる会議で議論を重ね、平成15年4月21日に「企業と防災～今後の課題と方向性～」をとりまとめました。本とりまとめでは、「地域防災と企業」「企業連携による防災まちづくり」「市場の力を活かした防災力の向上」「企業のリスクマネジメント」の4つの課題に対する今後の検討の方向性が提示されました。今後は、提示された施策の具体化に向け、政府内でさらに検討していく予定です。



樋口座長より検討結果を手渡される  
鴻池防災担当大臣

### 「企業と防災～今後の課題と方向性～」の概要

#### 地域防災と企業

- 1) 災害時における地域社会への貢献  
企業の地域貢献活動を促進するための一層の環境整備を行うことが必要。
- 2) 行政との連携による災害時対応  
災害時の生活必需品調達、応急対策工事等について、費用負担等を明確にした上で企業と行政機関が協定を締結する等、企業と行政との連携を促進。  
企業連携による防災まちづくり
  - 1) 近隣企業の相互協力による地域防災力の向上  
近隣企業で「隣組」を構築する等、個別企業の枠を超えた防災への取り組みを支援。
  - 2) 企業が積極的に参画する防災まちづくりの推進  
企業や事業所が平常時から住民や行政と連携してまちづくりに参画することで地域防災力を高めることが期待。

#### モデル事業の提案

身の回りの安全総点検、対策パッケージ（モデル地区ごと）  
オフィス街、住工住商混在地域  
（例）帰宅困難者対策、情報ネットワーク 等

#### 市場の力を活かした防災力の向上

- 1) 防災マーク、デザインの普及  
日常目にする財、サービスについて、多様な機能の中に防災面での機能が認められる場合に、それを評価する仕組みを作ることで消費者が日常の購買活動に「防災」を意識し、企業も防災性能を意識することが期待。
- 2) 防災会計導入の提案  
企業の防災投資等の取り組みと効果を明らかにすることで、適切な防災対策を行う企業が社会的に評価される仕組みを構築。  
企業のリスクマネジメント
  - 1) 業務継続計画（BCP）策定のための環境整備  
全社あるいは関連企業を含む企業活動全般を対象とし、災害に際し、企業活動上不可欠な機能を速やかに維持・回復させることを目指す計画を策定。
  - 2) 防災リスクマネジメントに関する日本発国際規格の提案  
防災対策の方針、計画、実施及び運用、点検及び是正処置、経営幹部による見直しを定期的実施し、継続的な改善を行っていく仕組みの国際的な規格構築を目指す。



ひと未来館  
オープン

## 阪神・淡路大震災記念 「人と防災未来センター」ひと未来館がオープン

兵庫県が整備を進めてきた阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」の第2期施設の「ひと未来館」が昨年4月の第1期施設「防災未来館」の開館に続き、本年4月に完成しました。4月24日（木）に政府代表として鴻池防災担当大臣が出席し、開館記念式典が行われました。

同センターで行われた開館記念式典には、政府関係者、矢田神戸市長など約450人が出席しました。

開館記念式典では、井戸兵庫県知事のあいさつの後、ひと未来館の施設概要について古西兵庫県阪神・淡路大震災復興本部統括部長から報告が行われました。



「人と防災未来センター」の外観  
「防災未来館」(左)と「ひと未来館」(右)



開館記念式典で祝辞を述べる鴻池防災担当大臣  
写真提供：兵庫県

その後、鴻池防災担当大臣が「防災未来館におきましては、大震災に係る資料の収集・保存・展示を通じた地震防災に関する知識の普及・啓発、総合的な防災対策の調査研究などとともに、地震対策などに必要な人材の育成が行われており、これまでも多くの方々が訪れて学ばれております。このたび開館されるひと未来館では、命の尊さと、共に生きることの素晴らしさを体感できる空間が創出されるとともに、アジア防災センターなどの国際的な防災関係機関が入居すると聞いております。防災未来館およびひと未来館が一体となり、今後の防災対策に最大限活用されるとともに、



「ブナ林の四季」  
生命力が強く再生されていくようすを、映像・造形・音響・照明が一体となった展示



「こころのシアター」  
大型立体ハイビジョン映像と、風や振動、音響などが一体となった臨場感あふれるシアター



開館のテープカット

大震災の経験・教訓を世界に向けて発信する国際的な防災活動の拠点へと飛躍していくことを期待いたします。」と祝辞を述べました。

続いて、関係者によるテープカットとくす玉割が行われました。

なお、「ひと未来館」は4月26日（土）から一般公開されています。

人と防災未来センターホームページ  
<http://www.dri.ne.jp>



## 平成15年度総合防災訓練大綱

さる3月18日開催の中央防災会議において、「平成15年度総合防災訓練大綱」を決定し、指定行政機関の長、指定公共機関の代表および都道府県防災会議会長あてに通知されました。

この訓練大綱は、平成15年度において、国、地方公共団体、指定公共機関などが相互に連携して防災訓練を行う際の基本的な方針などを示すものです。



平成14年度総合防災訓練のもよう

写真提供：千葉県

### 今年度の政府総合防災訓練のポイント

訓練の準備段階から、各省庁において具体的な災害応急活動計画を点検すること  
 政府災害対策本部と各省庁が連動した実践的訓練を実施すること  
 訓練結果を評価し、実践的な応急対策の要領や災害対策ごとのアクションプランなどの整備に反映すること

総合防災訓練は、防災関係の各機関が組織をあげて日頃からの災害に対する準備状況を点検・確認する重要な機会です。

このため、今年の訓練では、あらかじめ設定した訓練想定地震などの情報資料を基に、各省庁所管事項に係る被害状況を各省庁自身が想定し、これらに対処するための応急対応活動計画などについて、総点検を行うこととしています。また、各省庁間にまたがるような事項についてはワーキンググループで調整するなど、政府全体として情報を共有し、これを防災訓練に反映していくこととしています。

さらに、訓練の結果をふまえて、応急対策活動要領やアクションプランなどの見直しを行います。

このような訓練サイクルを毎年繰り返すことにより政府全体として、実効性ある防災組織体制の整備を図ります。

### 訓練大綱の概要

9月1日(月)の「防災の日」に、地震を想定した政府総合防災訓練を、次のとおり実施します。

#### 南関東地域直下の地震に係る訓練

- ・内閣総理大臣をはじめとする全閣僚が参加して、緊急災害対策本部会議の開催など政府本部運営訓練
- ・政府本部事務局における広域的資源調達実施計画作成など
- ・情報の収集・伝達・処理に関する訓練  
 (地震防災情報システムを活用した被害状況の推計、中央防災無線網、衛星通信装置などシステムの活用、ヘリテレ伝送システムを活用した映像情報の収集、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した全国的な救急医療情報の収集・伝達)

- ・八都県市と連携した現地訓練(警察、消防、自衛隊の部隊による広域応援、航空機による広域医療搬送) 政府調査団の派遣(埼玉県入間市会場)

#### 東海地震に係る訓練

- ・地震予知への対応措置に関する訓練
- ・情報の収集・伝達・処理に関する訓練
- ・現地訓練(静岡県庁への政府担当官の派遣)  
 平成16年1月に、東海地震を想定して、状況付与方式とロールプレイング方式を組み合わせた図上訓練を実施。原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者などが共同で、原子力災害を想定した訓練を実施(今秋予定)。地方公共団体などにおける防災訓練などについては、地震災害対応訓練の実施事項例を示し、
  - ・地域の実状に応じた訓練
  - ・住民が防災を考える機会の提供
  - ・地域住民などの連帯による自主的な防災訓練の普及・推進
  - ・防災知識の普及と災害に強いまちづくりの推進などを行うこととしています。

### 被災者生活再建支援法に基づく 支援金の支給状況

(平成15年4月30日現在)

(支給申請期間中のもの)

法適用年月日	支援対象
平成12年6月26日	三宅島噴火災害 東京都(1村)
平成14年7月10日	台風6号豪雨災害 岐阜県(1市)
平成14年7月11日	台風6号豪雨災害 岩手県(1市1町)
既支給世帯数	1,480世帯
支給額	11億7,494万円

(制度開始時からの総合計)

既支給世帯数	2,562世帯
支給額	20億2,183万円

## 内閣府(防災担当)人事異動

平成15年4月1日付	新	旧
参事官補佐(総括担当)	菊池 善信 総務省自治行政局公務員部福利課課長補佐から	岡本 誠司 総務省自治行政局市町村課課長補佐へ
参事官補佐(企画担当)	榎 晃秀 農林水産省農村振興局整備部設計課付から	藤田 博文 農林水産省農村振興局整備部設計課課長補佐へ
参事官補佐(業務担当)	田村 毅 国土交通省河川局砂防部砂防計画課付から	野呂 智之 国土交通省河川局砂防部砂防計画課付へ
参事官補佐(総括・企画担当)	出口 陽一 国土交通省総合政策局宅地課付から	佐藤 忠晴 国土交通省大臣官房総務課課長補佐へ
参事官補佐(広域防災担当)	藤井 利幸 国土交通省住宅局住宅総合整備課課長補佐から	田中 政幸 国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課長へ
行政実務研修員(総括担当)	飯島慎一郎 首都高速道路公団神奈川建設局総務部総務課主事から	椎名 一浩 首都高速道路公団計画部企画課主事へ
行政実務研修員(調査担当)	高部 信孝 静岡県健康福祉部障害者支援総室障害福祉室主事から	大石 哲也 静岡県都市住宅部都市政策総室総室副主任へ
行政実務研修員(総括・調整担当)	山田 尚功 名古屋市消防局予防部予防課予防係から	村上 隆史 鳥取県生活環境部防災危機管理室主事へ
行政実務研修員(普及協力担当(国際会議担当))	森安 秀和 兵庫県企画管理部政策室課長(政策担当)付課長補佐から	
行政実務研修員(総括・訓練担当)	加藤 潤一 横須賀市消防局防災課から	吉田 拓 横須賀市消防局防災課へ

## 3月～5月の動き

- 3月18日 第5回三宅島火山ガスに関する検討会の開催
- 3月18日 中央防災会議の開催
- 3月24日 第6回三宅島火山ガスに関する検討会の開催
- 3月31日 都市再生プロジェクト第一次決定にかかる京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会(第7回)の開催
- 4月8日 中央防災会議「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」(第4回)の開催
- 4月16日 中央防災会議「東海地震対策専門調査会」(第9回)の開催
- 4月17日 中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」(第10回)の開催
- 4月21日 企業と防災に関する検討会議(第3回)の開催
- 4月25日 中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会」(第8回)の開催
- 5月1日 第3回高潮・津波ハザードマップ研究会の開催
- 5月7日 富士山ハザードマップ検討委員会第8回活用部会の開催
- 5月12日 中央防災会議「東海地震対策専門調査会」(第10回)の開催
- 5月13日 中央防災会議「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」(第5回)の開催

## 6月～7月の防災関係行事予定

- 6月3日 東南海、南海地震等に関する専門調査会(第11回)
- 中旬 防災情報の共有化に関する専門調査会(第9回)
- 27日 東南海、南海地震等に関する専門調査会(第12回)
- 下旬 防災情報の共有化に関する専門調査会(第10回)

表紙の写真

上段：人と防災未来センター「ひと未来館」のオープンセレモニー(テープカット)

下段：人と防災未来センター全景  
(右側の建物が4月26日にオープンした「ひと未来館」)

写真提供：人と防災未来センター

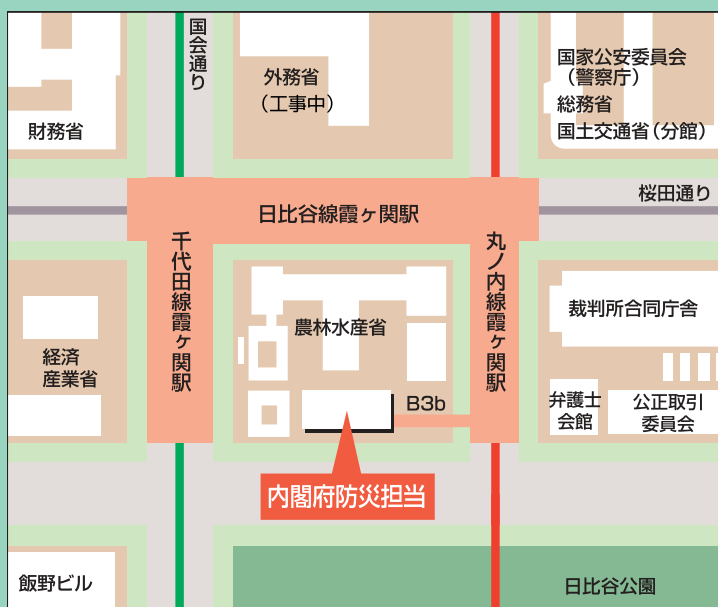


## 内閣府(防災担当)

〒100-8972 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館3階)

TEL. 03-5253-2111 (大代表)

URL: <http://www.bousai.go.jp/>



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車  
B3b出口より連絡通路へ

広報  
**ぼうさい**  
DISASTER MANAGEMENT NEWS

2003年5月  
第15号

発行日：2003年(平成15年)5月28日

監修：内閣府政策統括官(防災担当) 編集協力 総務省消防庁

編集・発行：(株)防災&情報研究所

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7階

電話 03-3249-4120 ファクシミリ 03-3249-7296

E-mail: [idpis@cd.inbox.ne.jp](mailto:idpis@cd.inbox.ne.jp)

※ ご意見などがありましたら、(株)防災&情報研究所まで、ご連絡ください。